

連合リビングウェイジ【大分県】 ～「大分県における最低到達水準」について～

連合は、働きながら最低限の生活を送ることのできる必要生計費を（都道府県・世帯別）独自に算出しています。

この生計費は、年齢・業種・雇用形態を問わず、すべての労働者が「現状の社会のしくみの中で経済的自立（衣食住、税・社会保険料含む）していくために必要な最低の水準」です。すなわち、大分県で働くすべての労働者に該当し、且つ、当然クリアしなければならない水準です。

本水準を積極的に活用して頂き、賃金水準の底上げに向けた取り組みをお願いいたします。

単身世帯／ 自動車なし	単身世帯／ 自動車なし	単身世帯／ 自動車あり	2人世帯／ 父子・自動車なし	2人世帯／ 父子・自動車あり
時間額（所定内） ※1	最低生計費＋ 税・社保	最低生計費＋ 税・社保	最低生計費＋ 税・社保	最低生計費＋ 税・社保
	月額	月額	月額	月額
920円	151,000円	201,000円	198,000円	251,000円

※1 2016「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均（164時間）で計算
（所定内実労働時間数＝総実労働時間数－超過労働時間数）

[解説] 労働基準法¹およびその解釈²によると、労働条件は、労働者のみならず扶養親族を含めた標準家族が、人たるに値する生活を営むための必要を充たさなければならないとされ、その標準家族の範囲はその時その社会の一般通念によって理解されるべきとされている。

理解される標準家族の範囲として、親子2人世帯³とし、最低水準（ミニマム）を設定することから、母子家庭と父子家庭を比較し低額であった父子家庭を標準家族とする。さらに、扶養親族もない単身労働者もいることから、単身世帯の水準も設定する。

また、人たるに値する生活を営むための必要なものとして、従来から設定している連合リビングウェイジを採用することとした。ただし、連合リビングウェイジ水準は「衣食住」や「税・社会保険料」などの費用が積算されているため、前提条件として、現状の社会（2017年調査）のしくみの中で経済的自立していくために必要な最低生計費の水準である。

¹ 労働基準法 第一条

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない

² 労働基準法 通達（昭和22年9月13日発基第17号）

法第一条関係

（二）労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活をも含めて考へること。

労働基準法 通達（昭和22年11月27日基発第401号）

[問] 労働者が人たるに値する生活を営むためには、その標準家族の生活をも含めて考へるとあるが、その「標準家族」とは扶養家族の何々を指称するか。

[答] 法第一条は、労働条件に関する基本原則を明らかにしたものであって、標準家族の範囲はその時その社会の一般通念によって理解されるべきである。

³ 4人世帯（夫婦＋子2人）が標準として考えられるが、現状、共働き世帯が増加していることや1人子ども世帯が増加していることなどから、労働条件に含める扶養家族は子1人とし、親子2人世帯を標準家族とした。

以上